

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会「意匠制度の見直しの検討課題」に対する意見書

2018年（平成30年）9月20日

日本弁護士連合会

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会の「意匠制度の見直しの検討課題に対する提案募集について」（以下「提案募集」という。）に関して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

## 第1 意見の趣旨

- 1 画像デザインや空間デザインの保護拡充に向けて、「意匠」等の定義を見直すことも視野に入れた検討を進めが必要になっていると考える。
- 2 意匠権による保護拡充を考える際には、意匠の登録要件をどのように整理するかという根本的な問題と併せて、何をもって実施行為や間接侵害を構成する行為とするのか、誰が実施行為者となるのか、権利の範囲をどのように解釈すべきかといった権利の効力に関わる問題についても検討することが欠かせない。また、意匠法と関連する他の法律によって保護を図れる範囲にも留意する必要がある。

## 第2 意見の理由

- 1 検討の方向性について

デザインの在り方が多様化している今日の状況において、現行意匠法ではデザインを十分に保護できないのではないかという懸念が生じていることは事実であり、提案募集に挙げられているような課題について検討の方向性を明らかにすることは不可欠かつ喫緊の課題であろう。

当連合会としても、今後の議論が、国際的な保護水準に沿った制度改正につながるように、法理論と実務の両側面から検討を進めていきたいと考える。

- 2 画像デザインの保護について

現行意匠法では、G U I 等の画像デザインの保護対象は、物品に記録された画像であることや物品に表示される画像であること等が要件とされている。また、意匠の侵害行為は、意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸し渡し、輸出、輸入等の行為に限定されている。

- ① 以下の画像について、意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

## (1) 検討対象とされる各種画像について

現行意匠法は、「物品との一体性」というドグマを維持し続けてきたため、画像デザインそれ自体を物品と関係なしに正面から保護することが難しかった。しかし、顧客との接点となるU I（ユーザーインターフェース）及びU X（ユーザーエクスペリエンス）のデザインが物品と関係なく活用されることも多いことからすれば、「物品との一体性」の要件を緩和ないし修正しなくては、顧客を惹きつける価値のあるデザインの保護を図れなくなってしまうことになる。それゆえ、「意匠」の定義を見直すことも視野に入れた検討の推進が必要になっていると考える。当連合会は、2012年11月15日付け「産業構造審議会知的財産政策部会第20回意匠制度小委員会資料2『画像デザイン保護拡充の基本的方向性について』に関する意見書」（以下「2012年意見書」という。）において、各種の画像について保護対象とすることの適否について意見を述べており、当時との状況の変化を踏まえて、提案募集において挙げられている各種の画像については、以下のように考える。

- 物品に記録されていない画像（クラウド上の画像、ネットワークによって提供される画像など）

2012年意見書においては、「ネットワーク等を介して（物品の）外部から提供される画像」も「物品との一体性」の要件を緩和し、保護対象として加えるのが妥当であると述べた。提案募集においては、「物品に記録されていない画像」と記載され、それが物品の外部から提供されて物品の画面に表示されるのかをそもそも問題にしていないようであるが、ネットワークによって特定の物品と関係なくクラウド上の画像を見て、サービスを受けることが一般化してきていることに照らせば、「物品との一体性」を緩和ないし修正するなどして、「物品に記録されていない画像」を保護対象として加える余地はあると考える。

- 物品以外に表示される画像（壁や人体に投影される画像、拡張現実や仮想現実上で表示される画像など）

物品以外に表示される画像で要保護性が認められるデザインも観念することはできると思われるが、例示されている壁や人体に投影される画像は、自動で消すことが可能であったり、投影される壁や人体が平面とは限らなかつたりするし、拡張現実や仮想現実上で表示される画像も立体的であったり、形状等の特定をしづらいものであったりすることが想定される。それゆえ、保護対象とするに当たっては、「意匠」の定義をどう定めるかという点とともに、図面、写真、ひな形又は見本その他のによる特定ができる

るかなどの技術的な要件も詰めていく必要があると考えられる。

・ **物品の機能と関係のない画像（装飾的な画像、コンテンツ画像など）**

意匠法2条2項は、「物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。」と規定するが、「物品との一体性」の要件を緩和や修正するのと同様に、「物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る」との要件についても、緩和ないし修正する余地がないとは言えないと考えられる。2012年意見書において指摘したように、いわゆる機能・操作要件は、米国、欧州、韓国において要求されているものではない。新規性や創作非容易性の要件が満たされ、「意匠」の定義を理論的に無理なく整理できるのであれば、保護対象に加える余地もあると考えられる。

ここで、意匠法の保護対象とするかを検討するに当たっては、デザイン開発者やデザイン利用者のニーズを含む産業界の意見を広く聴取するほか、他の制度との関係にも留意することが必要である。また、ニーズの調査においては、単に登録対象とすべきかどうかを聴取するだけでなく、保護の必要性に関して具体的な場面を明らかにし、どのような保護対象についてどのような行為を実施・侵害行為として規制対象とすべきかという点についても意見を聴取して検討することが重要である。海外の制度についても、諸外国において意匠制度がどのように運用されているのかを含めて調査し、検討の基礎とするべきである。

(2) 検討対象とされる行為について

② **画像をクラウドサーバーにアップロードする行為や、ネットワークを通じて画像を含むソフトウェアを提供する行為を、侵害行為として位置付けることについてどう考えるか。**

提案募集で挙げられている②画像をクラウドサーバーにアップロードする行為や、ネットワークを通じて画像を含むソフトウェアを提供する行為については、現行法において「意匠に係る物品」についての行為と位置付けることが難しく、また、製造、使用等の実施行為の類型に当てはまりにくいことが問題となる。しかし、画像がネットワークを通じて広く拡散し得ることからすれば、②画像をクラウドサーバーにアップロードする行為や、ネットワークを通じて画像を含むソフトウェアを提供する行為を実施・侵害行為として規制対象とする産業界のニーズは強いものと考えられる。この点、201

6年1月の産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会報告書「画像デザインの保護の在り方について」の別紙2「参考資料 画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方」（以下「2016年参考資料」という。）には、意匠審査基準の改訂を前提に、実施行為・侵害行為等についての考え方や、特定の主体による行為についての考え方などが示されている。「意匠」の定義を見直すことも視野に入れて、意匠権による保護拡充を考える際には、意匠の登録要件をどのように整理するかという根本的な問題と併せて、何をもって実施行為や間接侵害を構成する行為とするのか、誰が実施行為者となるのか、権利の範囲をどのように解釈すべきかといった権利の効力に関わる問題について、2016年参考資料を踏まえつつ、更に進んだ検討をすることが欠かせない。そして、かかる検討を行うに際しては、意匠法上の定義の改正による影響についての理論的検討とともに、保護を拡充することにより事業活動に与える影響の有無や程度等についても検討を行い、「デザイン経営」の促進につながる制度となるよう、著作権法、不正競争防止法、商標法など、他の制度による保護も考慮しつつ、議論を進めるべきである。

### 3 空間デザインの保護について

現行意匠法上では、建築物（不動産）は保護の対象外である。また、店舗やオフィス等の内装のデザインは、一意匠一出願の要件を満たさず、意匠登録を受けることができない。

#### ① 建築物（不動産）を意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

現行の意匠法の対象とする物品は、有体物のうち、市場で流通する動産を指すと解されているが、顧客を惹きつける価値のあるデザインの保護を図る観点からは、「物品との一体性」の要件を緩和ないし修正して、「意匠」の定義を理論的に無理なく整理できるのであれば、建築物（不動産）を保護に加える余地もあると考えられる。建築物を意匠法の保護対象とするに当たっては、その外観や内装のデザインを保護するに当たり、図面、写真、ひな形又は見本その他により、いかに特定するのかなどの技術的な要件を詰めていく必要があると考えられる。

#### ② 店舗やオフィス等の内装デザインを意匠法の保護対象とすることについてどう考えるか。

近年、特徴的な空間デザインが識別機能を備え、企業の差別化の要素の1つになっていることは異論のないところであり、店舗やオフィス等の内装デザインを、内装に含まれる個々の物品のデザインとは別に全体として保護す

るニーズがあるのであれば、意匠法の保護対象を建築物（不動産）まで広げることにより、部分意匠として、建築物の一部分である内装デザインの保護も認める余地はあると考えられる。

もっとも、建築物の外装・内装デザインに関しては、著作権法、不正競争防止法、商標法などにより、一定の保護が可能となっている。意匠法による登録ができないということ自体が意匠法による保護の必要性を裏付けるには十分ではないが、著作権法、不正競争防止法、商標法など、他の制度によって保護を図れる範囲にも留意して検討を進める必要があると考える。

#### 4 関連意匠制度の拡充について

現行意匠法では、同一出願人による類似の意匠群を保護するために、本意匠に類似する意匠（関連意匠）を登録できる制度を設けている。関連意匠の出願が認められるのは、本意匠の公報発行日前までとされている。

- ① 本意匠の公報発行日後において関連意匠の出願を認めることについてどう考えるか。
- ② 関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録を認めることについてどう考えるか。
- ③ 関連意匠の存続期間をどのように設定すべきか（本意匠の存続期間に合わせるべきか）。

一貫したコンセプトに基づいてデザイン開発を行う手法が企業によって採られるようになっていることからすれば、関連意匠出願が本意匠の意匠公報発行日までしかできず、選択した1つの意匠（本意匠）に類似する意匠しか関連意匠として登録できない現行制度は、進化させていったデザインを保護するのに充分に対応できていない面があると言える。そこで、①本意匠の公報発行日後において関連意匠の出願を認め、②関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録を認める方向で検討を進めることには理由があると考える。

しかし、③関連意匠の意匠権の存続期間を、当該関連意匠の設定の登録の日から起算することにすると、関連意匠登録を途切れなく行うことによって、一連のデザイン群の少なくとも一部の意匠権を権利者がいつまでも持ち続けられる余地が生じうるため、後述のように意匠権の存続期間が更に延長されるのであれば、弊害が出てくる可能性もある。したがって、かかる点にも留意して、検討が進められることが望ましい。

#### 5 意匠権の存続期間の延長について

現行意匠法では、意匠権の存続期間は、登録日から20年とされている。

- ① 意匠権の存続期間を25年に延長することについてどう考えるか。

- ② 存続期間の延長に併せて、意匠権の存続期間の起算日を、登録日から出願日に変更することについてどう考えるか。

意匠権の存続期間は2006年（平成18年）改正によって、登録日から15年であったものが20年に延長された。デザインの保護を重視することには理由があるとはいえ、①意匠権の存続期間を25年まで延長することは、②起算日を登録日から出願日に変更するとしても、特許権、実用新案権などと対比して長くバランスを欠き、デザインの新陳代謝を遅らすことにならないかという懸念があり得るが、他方において、「意匠は発明や考案の場合と異なり、長期間の独占権を与えても技術開発を阻害するというような事態は生じないと考えられる」との見解もあり（「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第20版〕」特許庁編、1205頁），産業界のニーズを踏まえた慎重な検討が望まれる。

## 6 複数意匠一括出願の導入について

現行意匠法では、意匠登録出願は、一つの出願に複数の意匠を含めることは認められていない。

- ① 複数の意匠を一括出願することを認めることについてどう考えるか。  
② その際、一括で出願できる範囲について、諸外国のような制限を設けるべきか。
  - ・一括出願に含める意匠の数の上限を設けることについてどう考えるか。
  - ・一括出願の範囲を制限する必要はあるか。

2014年1月24日付け「産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会報告書『創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について』（案）に対する意見書」において既に述べているとおり、複数意匠一括出願を認めることが、意匠登録制度の国際的調和や意匠の国際登録の出願人の利便性の観点から妥当である。ただし、一括出願に含める意匠の数や一括出願の範囲に一定の限定を加えることは、意匠を諸外国で登録しようとする出願人の利便性を損なわない限度で、出願事務処理の観点から肯定し得る。

## 7 物品区分表の見直しについて

現行意匠法では、省令で定める物品区分表に掲げられた物品の区分と同程度の区分を記載していない出願については、拒絶理由の対象とされており、権利化の遅延につながっている。これを直ちに拒絶理由としない仕組みとすることについてどう考えるか。

日本意匠分類が国際意匠分類に比べて細かいことや、技術の進展により既存の物品の枠を超えた新たな物品も生まれていることからすれば、権利化の遅延

が生じないようにするために、省令で定める物品区分表に掲げられた物品の区分と同程度の区分を記載していない出願を直ちに拒絶理由としないようにすることは、合理的な対応ではないかと考えられる。

以上